

新潟市有料老人ホーム設置事務処理要綱

(目的)

第1条 新潟市有料老人ホーム設置事務処理要綱（以下「要綱」という。）は、新潟市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「市指針」という。）に基づき、新潟市に設置しようとする有料老人ホームの設置手続等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 有料老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する施設をいう。

(2) 設置予定者 有料老人ホームを設置・運営しようとする者をいう。

(3) 設置者 有料老人ホームを設置・運営している者をいう。

(事前協議)

第3条 設置予定者は、有料老人ホーム設置計画事前協議書（別記様式第1号。以下「事前協議書」という。）により、設置計画の詳細について市長に協議しなければならない。

2 市長は、事前協議書の内容を審査した結果、当該協議に係る施設の設置計画が市指針及び要綱の規定に適合していると認められたときは、設置予定者に対して有料老人ホーム設置計画事前協議終了書（別記様式第2号。以下「事前協議終了書」という。）を交付するものとする。

3 設置予定者は、事前協議終了書を受領した後に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条及び同法附則第4項の規定による開発許可又は同法第43条の規定による建築許可（開発許可対象外の場合については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認）の申請を行うものとする。

(届出等)

第4条 新潟市老人福祉法施行細則（昭和56年新潟市規則第63号）第24条に規定す

る別記様式第38号による有料老人ホーム設置届には、事前協議終了書の写しを添付するものとする。

- 2 市長は、前項の届出を受理したときは、有料老人ホーム設置届受理書（別記様式第3号）を設置予定者に交付するものとする。

（事業開始届）

第5条 設置者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、速やかに有料老人ホーム事業開始届（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の有料老人ホーム事業開始届には、有料老人ホーム重要事項説明書並びに建物引渡し関係書類（建築基準法第7条に基づく検査済証、消防法第17条に基づく検査済証等を含む。）の写しを添付するものとする。

（書類の提出部数）

第6条 要綱に基づき市長に提出すべき書類は、正本1通とする。

附 則

この要綱は、平成25年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する